

会員規則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本女性科学者の会（以下「本会」という。）の定款第7条第1項、第8条第1項、第8条第2項、第8条第3項及び第9条第1項の規定に基づき、会員の入退会等に関し必要な事項を定める。

(入退会)

第2条 入会については、別紙1に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

2. 退会については、別紙2に定める退会届を総務担当理事に届け出ること、任意に退会できるものとする。

(入会金及び会費の年額)

第3条 入会金及び年会費は、会員の種別に応じて、次のとおり定める。

会員種別	入会基準	入会金	年会費
正会員	自然科学系の学会の会員である者、又は学会に所属しない者で、本会の目的に賛同し、正会員1名の推薦がある者	無料	4,000円
学生会員	正会員に準ずる資格のある学生	無料	2,000円
名誉会員	当法人に対して特に顕著な功績があった者で、理事会の過半数の賛成を得て推薦された者	無料	無料
賛助会員	当法人の目的に賛同する個人または企業及び団体*で、理事会の承認を得た者	無料	一口5,000円

※団体には、学会や公的機関も含む。但し、奨励賞の応募資格は正会員および学生会員のみとする。

(会費の納入期限)

第4条 会員は、本会の指定する納入期限日までに年会費の全額を本会の指定口座に納入しなければならない。

2. 年度途中で入会する者は、当該年度の会費の全額を納入するものとする。
3. 年度途中で会員種別を変更した会員で、会費が増額する場合は、前納した会費との差額を支払うものとする。

(入会金、会費の返還)

第5条 定款第9条第1項による年度中途の任意退会や定款第10条及び定款第11条の規定により除名もしくは会員資格を喪失した場合でも、定款第12条第2項に定めるとおり、既納の会費その他の拠出金品は返還しないものとする。

(会員の更新)

第6条 会員期間は毎事業年度とし、退会の申し出がない限り自動更新とする。

(規則の改廃等)

第7条 この規則の改廃は、本会の定款第36条によるものとする。

附則

第1条 この規則は、平成26年6月22日開催の第1回定時会員総会で制定し、平成26年4月1日から施行する。

第2条 この規則は、平成29年6月25日開催の第20回理事会において改定し、別紙1および別紙2を追加し、同日より施行する。

第3条 この規則は、平成30年3月11日開催の第23回理事会において改定し、平成30年4月1日から施行する。

日本女性科学者の会(SJWS)入会申込書

会員の種別(○をつけてください): 正会員 ・ 学生会員 ・ 賛助会員 年 月 日

ふりがな	
氏名 (法人・団体の場合は代表者)	
氏名のローマ字	
所属機関名 もしくは会員となる法人・団体名	
役職 法人・団体の場合は連絡先の方の 氏名と役職	
e-mail アドレス	
所属機関の住所	〒
所属機関の電話番号	
所属機関のファクス番号	
自宅の住所	〒
自宅の電話番号	
印刷物の郵送先 (不要なものを削除)	自宅 / 職場
所属学会 (複数回答可)	

*** 以下の項目は可能な範囲でご記入下さい***

学 位	
学位取得年	(西暦)
専 攻	
最終学歴	
最終学歴の卒業・修了年	(西暦)
現在のご専門 (複数回答可)	

*** SJWS会員の紹介者または推薦者がいる場合には氏名とメールアドレスを記入して下さい***

氏 名	
e-mail アドレス	

【個人情報の取扱いについて】

- ・本申込書にていただいた個人情報は、個人情報保護法及び関連法令また本会の個人情報保護方針及び関連する規程類に基づき適正に管理、保護し、目的以外の利用や第三者への情報提供は行いません。
- ・いただいた個人情報の照会、修正、削除については、list@sjws.infoまでお問い合わせください。ご本人からのお問い合わせであることを確認した後に、合理的な範囲ですみやかに対応します。
- ・閲覧専用会員名簿(氏名と所属のみ)を会員専用サイトに掲載します。

日本女性科学者の会(SJWS)退会届

年 月 日

ふりがな	
氏 名 (法人・団体の場合は代表者名)	
氏名のローマ字	
所属機関名 もしくは会員である法人・団体名	
e-mail アドレス	

*** 以下の項目は可能な範囲でご記入下さい***

退会の理由	
日本女性科学者の会への 要望事項	

【個人情報の取扱いについて】

・本申込書にていただいた個人情報は、個人情報保護法及び関連法令また本会の個人情報保護方針及び関連する規程類に基づき適正に管理、保護し、目的以外の利用や第三者への情報提供は行いません。